

別表 公益通報受付窓口と対象法律

(大臣官房政策評価広報課)

公益通報受付窓口	対象法律
<p>大臣官房政策評価広報課 (1) 文書 〒100-8926 東京都千代田区 霞が関 2-1-2 総務省大臣官房政策評価広 報課（公益通報受付窓口）あ て (2) 電子メール tuhou★soumu. go. jp ※迷惑メール対策のため、 メールアドレスの一部を変 えています。送付の際は、 「★」を「@」に置き換えて ください。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（総務大臣の所管に係る部分に限る。） 2 行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）（指定試験機関及び日本行政書士会連合会に関する部分に限る。） 3 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号） 4 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（総務大臣の所管に係る部分に限る。） 5 石油需給適正化法（昭和 48 年法律第 122 号）（総務大臣の所管に係る部分に限る。） 6 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）（総務大臣の所管に係る部分に限る。） 7 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）（総務大臣の所管に係る部分に限る。） 8 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和 52 年法律第 74 号）（総務大臣の所管に係る部分に限る。） 9 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号） 10 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号） 11 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）（総合通信局等が受け付けるものを除く。） 12 統計法（平成 19 年法律第 53 号）（総務大臣の所管に係る部分に限る。） 13 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成 13 年法律第 111 号）（無線機器に関する部分及び通信端末機器に関する部分に限る。） 14 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号） 15 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）（総合通信局等が受け付けるものを除く。） 16 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）（総合通信局等が受け付けるものを除く。） 17 有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号） 18 郵便物運送委託法（昭和 24 年法律第 284 号） 19 郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）

(総合通信局等)

公益通報受付窓口	対象法律
<p>北海道総合通信局（管轄区域：北海道） (1) 文書 〒060-8795 札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎 北海道総合通信局（公益通報受付窓口）あて (2) 電子メール tuhou-hokkaido★soumu.go.jp ※迷惑メール対策のため、メールアドレスの一部を変えています。送付の際は、「★」を「@」に置き換えてください。（以下同じ）</p>	<p>1 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号） 2 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）（コミュニティ放送に関する部分に限る。） 3 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）（コミュニティ放送及び有線一般放送に関する部分に限る。）</p>
<p>東北総合通信局（管轄区域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県） (1) 文書 〒980-8795 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 東北総合通信局（公益通報受付窓口）あて (2) 電子メール tuhou-tohoku★soumu.go.jp</p>	<p>4 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）（特定信書便事業（その提供する信書便役務のうち 2 以上の総合通信局等の長の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を含むものを除く。）に関する部分に限る。）</p>
<p>関東総合通信局（管轄区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県） (1) 文書 〒102-8795 千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 東総合通信局（公益通報受付窓口）あて (2) 電子メール tuhou-kanto★soumu.go.jp</p>	<p>5 放送法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 65 号）附則第 7 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法附則第 2 条による廃止前の有線放送電話に関する法律（昭和 32 年法律第 152 号）</p>
<p>信越総合通信局（管轄区域：新潟県、長野県） (1) 文書 〒380-8795 長野市旭町 1108 長野第 1 合同庁舎 信越総合通信局（公益通報受付窓口）あて (2) 電子メール tuhou-shinetsu★soumu.go.jp</p>	
<p>北陸総合通信局（管轄区域：富山県、石川県、福井県） (1) 文書 〒920-8795 金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎 北陸総合通信局（公益通報受付窓口）あて (2) 電子メール tuhou-hokuriku★soumu.go.jp</p>	
<p>東海総合通信局（管轄区域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県） (1) 文書 〒461-8795 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第 3 号館 東海総合通信局（公益通報受付窓口）あて (2) 電子メール tuhou-tokai★soumu.go.jp</p>	
<p>近畿総合通信局（管轄区域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県） (1) 文書 〒540-8795 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館 近畿総合通信局（公益通報受付窓口）あて (2) 電子メール tuhou-kinki★soumu.go.jp</p>	

